

(別紙)

法人税法施行規則第5条の2の規定に基づく財務大臣の承認の  
基準に該当することの証明願

申請者

住所

連合会名 ○○厚生農業協同組合連合会

(代表理事理事長 ○ ○ ○ ○)

年 月 日

○ ○ ○ 知事 殿

次の記載事項が事実と相違ないことを証明してください。

記

1 開設する医療施設

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 標榜する診療科目

2 医療施設に関する基準

1の医療施設のうち(施設名)は、次の基準に該当する。

区 分	内 容	該当事項
地域医療支援病院の施設基準	医療法第22条第1号及び第4号から9号までに掲げる施設のすべてを有している。	
実地修練又は臨床研修を行うための施設	・医師法第11条第2号又は歯科医師法第11条第2号に規定する実地修練を行うための施設を有している。	
	・医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を行うための施設を有している。	
医療従事者の養成施設及び医師又は歯科医師の再教育	・( )の養成所を有している。	
	・医師または歯科医師の再教育を行っている。(常時( )人以上)	

区 分	内 容	該当事項
医療施設の設置場所	・山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村	
	・離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域	
	・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域	
へき地における住民の医療を確保するための医療保健施設	・へき地医療拠点病院	
	・へき地診療所	
	・その他（ ）	
その他特に公益の増進に著しく寄与すると認められる医療保健施設	・農村検診センター	
	・その他（ ）	

### 3 医療関係法令等違反の有無

1に掲げる医療施設については、医療に関する法令等に違反の事実はない。

以上の記載事項は事実と相違ないと認める。

年 月 日

〇 〇 〇 知事

#### 〔記載上の注意事項〕

- (1) 1については、厚生連が複数の病院又は診療所を開設する場合には、そのすべてについて記載すること。
- (2) 2については、該当事項に〇印を付すこと。なお、不要な事項については斜線で抹消すること。